

## ハラスメント防止対策に関する基本方針

一般社団法人全国食支援活動協力会

### (基本的考え方)

1. 一般社団法人全国食支援活動協力会は、利用者に対してより良い支援の実現を目指し、職場及び支援の現場におけるハラスメントを防止するため、本方針を定めることとする。
2. 本方針におけるハラスメントとは、下記を言う。

職場	<p>(1) パワーハラスメント</p> <p>優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害される行為であり、下記のようなものを言う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 身体的な攻撃（暴行・障害）</li><li>② 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）</li><li>③ 人間関係の切り離し（隔離・仲間外し・無視）</li><li>④ 過小な要求（仕事を与えない、又は能力とかけ離れた程度の低い仕事を命じる）</li><li>⑤ 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）</li><li>⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）</li></ol> <p>(2) セクシャルハラスメント</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 性的な内容の発言（性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報（噂）を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すことなど）</li><li>② 性的な行動（性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報（噂）を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すことなど）</li></ol>
訪問先団体等	<p>訪問先団体等から職員へのハラスメント、及び職員から訪問先団体等へのハラスメントの両方をさす。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 身体的暴力（回避したため危害を免れたケースを含む） 例：ものを投げる、叩かれる、蹴られる</li><li>(2) 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為） 例：大声を出す、理不尽な要求をする</li><li>(3) セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）</li></ol>

### (職場におけるハラスメント対策)

3. 当事業所の職員間及び取引業者、関係機関の職員との間において、上記2に掲げるハラスメント

が発生しないよう、下記の取り組みを行う。

(1) 円滑に日常業務が実施できるよう、日ごろから、正常な意思疎通に留意する。

(2) 特に役職者においては、ハラスメント防止に十分な配慮を行う。

4. ハラスメント防止のために、年 1 回は本基本指針を徹底するなどハラスメント研修を行う。

5. ハラスメントの相談担当を法人本部に設置する。

(1) ハラスメントの相談を行った職員が不利益を被らないよう、十分に留意する。

(2) ハラスメントを行ったと指摘された職員については、弁明の機会を十分に保証する。

6. 職員が利用者・家族から、暴力やセクシャルハラスメントを受けた場合は、上司及び管理者に報告・相談を行う。

7. 法人本部は、相談や報告のあった事例について問題点や課題を整理し、管理者会議で検討をし、必要な対応を行う。

(基本方針の見直し)

8. ハラスメントを取り巻く状況の変化等により、必要に応じて本方針の見直しを行なうこととする。

制定：2024 年 6 月 29 日